

第9回 佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会 次 第

平成24年5月16日(水)

午後2時から

佐久市研修センター会議室1

1 開 会

2 委嘱書交付

3 あいさつ

4 議 題

(1) 佐久市地下水保全条例(案)の確認について

(2) その他

5 閉 会

佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会委員名簿

	選出区分	氏名等	役職等	備考
1	学識経験者	中屋 眞司 ナカヤ シンジ	信州大学工学部 土木工学科教授	委員長
2	学識経験者	竹下 欣宏 タケシタ ヨシヒロ	信州大学教育学部 理数科学教育助教	
3	学識経験者	室賀 俊樹 ムロガ トシキ	室賀法律事務所 弁護士	
4	関係団体等代表者	小松 守男 コマツ モリオ	佐久浅間農業協同組合 代表理事副組合長	
5	関係団体等代表者	阿部 眞一 アベ シンイチ	佐久商工会議所副会頭	
6	公募委員	浅沼 信治 アサヌマ シンジ		
7	公募委員	森井泉 忠雄 モリスミ タカオ		
8	行政関係者	茂木 正文 モテギ マサフミ	佐久水道企業団局長	
9	行政関係者	平林 茂美 ヒラバヤシ シゲミ	浅麓水道企業団局長	
10	行政関係者	宮下 克彦 ミヤシタ カツヒコ	長野県佐久地方事務所 環境課長	
11	行政関係者	小池 茂見 コイケ シゲミ	副市長	副委員長
12	行政関係者	金澤 英人 カナザワ ヒデト	建設部長	

◆第8回 佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会 会議録（概要）

日時：平成24年3月23日（金）午後2時00分

場所：佐久市研修センター 会議室1

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題

(1) 佐久市水資源保全条例（仮称）素案について

事務局より資料説明

委員長

「今までは、基本理念部分に『事業者の経済活動との調和に配慮する』と明記されていましたが、本条例は規制を主に考えた条例であり、表現については、規制と調和ということで矛盾してしまう恐れがあることから、事務局より削除の提案がされております。委員の皆さんいかがでしょうか？」

副委員長

「事務局提案のとおり、条例の中では矛盾する表現として誤解されてしまう可能性もあるので、記述から外した方がいいかと思えます。

ただ、規制と活用（利用）の関係については切っても切れない問題であると考えます。コンセプトとしては、地域の水資源を循環させ、うまく利用する、という考え方でいいのではないのでしょうか？要するに、蓄えながら上手に使っていくということです。もちろん大量な取水は多くの影響を与えますので、これは考えなければいけない内容ですが、水は循環する性質を持っていますので、利活用も大切である、という事を共通の認識として持っておく必要があります。」

委員了承

委員

「市内で地下水を採取している業者のうち、最大でどのくらいの量をくみ上げていますか？」

事務局

「以前、公園緑地課で調査を実施いたしましたが、その結果では、日量450㎥ということで伺っております。」

委員長

「運用については例規などで整備せず、内規等で対応するかたちで考えていますか？」

事務局

「内規において対応を予定しています。ただし細かい部分については、今後検討しなければいけない内容もあると考えております。例えば、農業用として季節的に地下水を利用される場合をどう扱うのか？あるいは、年間を平均すればわずかな量しか使わないといったケースも想定されますので、取扱いを検討します。」

委員

「事前影響調査では72時間の継続取水調査をすると説明いただきましたが？どの程度の水を取水して影響をみるのでしょうか？」

委員

「取水の量については、その方がどの程度の地下水を必要としているかにもよりますので、実際予定している最大の取水量で行うよう72時間の継続取水調査を考えております。また、その方が実際取水時間を8時間かけて行うのか、あるいは一日をかけて取水するのか、実際取水を行う時間に合せて影響調査を行うことも必要だと思えます。」

委員

「今までの自然環境保全条例において、井戸に関する申請書の提出あるいは、届出の提出はありましたか？」

事務局

「自然環境保全条例に関して、過去の申請はありませんでした。」

事務局

「今後検討しないといけない内容としてお諮りしますが、採取量が10～100㎥の方に関しまして『要件として半径300m以上離れていること』、というのが今考えている許可の条件ですが、周辺の井戸へ及ぶ影響があるか否かは、現在関係ないこととなっています。そのため、半径300m以内に既存の井戸があった場合には、新たな井戸が設置できないこととなり、大変厳しい内容となっておりますので、調整が必要と考えております。もう一点は、要件である事前影響調査をどのタイミングで行ってもらうのか、についてです。具体的には、井戸設置許可の申請が提出される時点で、すでに事前の影響調査が終わってなければいけないのか？それとも今後調査を行ってもらうことを約束して許可を出すのか、時間的な流れがとても大切になってくると思います。」

委員長

「事務局では採取量が 10～100 m³の少ない方に関して、多額の費用がかかってしまうことから、事業者の経済活動が制約されてしまうことを懸念し、事前影響調査を許可の条件から外しているようですね。しかしながら、この案を見る限り、300m以内には新規井戸の設置ができないという厳しい内容になってしまいますね。平等の原則や他とのバランスを考えないといけないと思います。」

委員

「影響調査とは具体的にどんなことをやっていただくのでしょうか？また、調査費用については、いくらぐらいかかるものでしょうか？」

事務局

「具体的には 72 時間の連続揚水試験を行い、周辺井戸への影響について調査いただくことを考えています。費用につきましては、電気探索による調査で 50 万円くらいかかるものと考えており、その他にボーリング調査が別に必要になります。」

委員

「半径 300m 以上離れていて、なおかつ周辺既存井戸に影響がないことが必要なのでしょうか？」

事務局

「あくまで、半径 300m 以内の既存井戸の影響調査を行っていただければいいと考えております。」

委員

「水質調査の報告は 28 項目で考えているようですが、調査によって水の汚染が発覚した場合、汚染された水に対するチェック内容をどう考えていますか？」

委員

「地下水の使用にもよりますが、例えばくみ上げた地下水をトイレに使う場合や庭の散水に使う場合には、水質の基準値を超えても大きな問題にはならないと思います。飲料用に使う水ということになれば、基準値を超えてしまっては適さないと考えます。」

委員

「最初に戻ってしまいますが、水質の監視やモニタリングについては、行政が行うべき

内容だと考えますが？」

事務局

「本条例は、佐久地域でも外国資本等による森林買収が報道され、私達の生命に欠かすことのできない地下水等の水資源の減少や枯渇が懸念される中、地域共有の財産である水資源を様々な脅威から守り、将来に確実に継承していくため、早急な対策が必要となります。このことから、水質の規制に主眼を置いているものではなく、水の取水行為に対して、特化した条例でありますので、ご理解をいただきたいと思います。」

委員

「井戸設置の許可を受けてから、地下水採取の許可までの有効期間を 5 年間と定めているようですが、その根拠は？」

事務局

「地下水を利用する新規会社が進出してきた場合、およそ用地の取得から実際の創業開始まで 5 年くらいかかると考えられますので、有効期間 5 年間を一つの目安として設定しました。」

委員

「市内で大量の地下水をくみ上げ、農業を行っているところはありますか？」

事務局

「望月の長者原は、有数の野菜の産地となっており、ここでは J A 佐久浅間が主体に地下水をくみ上げ、大容量のタンクに貯蔵し、それを生産者の方が共有して利用しています。」

委員

「モニタリングの報告のうち水質には、触れていないのでしょうか？」

事務局

「地下水採取の許可条件の中で、報告していただく内容となります。また、報告については一年に一度お願いすること、としています。」

委員

『地下水採取後に周辺の既存井戸に影響が出た場合の行政の関与』というところですが、『地下水の減少、枯渇等』とまとめられておりますが、先ほどから水質の問題は大変大切であるということからも、『地下水の減少、枯渇、水質の汚染等』と、まとめたほうがいいのではないのでしょうか？」

事務局

「修正させていただきます。」

委員長

『500㎡以上のくみ上げを許可することにより、全体に影響が出てしまった場合、市としてどう考えていますか？』

事務局

「現在、佐久地域にどれだけの地下水が存在しているのか分かっていない状況であります。今後、中屋委員長にも地下水の調査協力をお願いする中で、市は地下水賦存量の把握に努めていきたいと思っております。その結果も踏まえ、地下水全体に減少が見られた場合、どれだけの量の取水に対して、どれだけの量の減水をお願いしていくのか等、これから検討していきます。」

「それと、今後整理しなければいけない課題ですが、周辺の既存井戸に影響を及ぼさない場合、または300m以上既存の井戸から距離が離れている場合には、井戸の設置が原則許可になることとなります。例えば、山林の中で地下水を採取した場合、周辺にはたいがい井戸はありませんし、また影響を計るための観測井戸もありませんので、申請があれば許可になると思っております。(今問題となっています一つには、水源地周辺を含んだ、所有者不明の管理地である山林等の買収というケースであります。) 山の中の採取行為に対しても検討していきます。」

委員

「参考までに聞かせていただきたいのですが、本条例が施行されますと、内容的に佐久市のものは他市町村と比較して厳しい内容になるのですか？」

事務局

「地下水の保全については、条例整備が他の市町村でも進められております。昨年の6月には北海道ニセコ町でも同様の条例が制定され、内容については、既得権者にも一定の制限をお願いしておりますし、規則違反による罰金についても本市と同じ額になっております。」

また、水で有名な富士吉田市でも同じような条例が制定されております。なお、山梨県の忍野村の条例内容については、飲料水メーカーが新規に参入し、外へ持ち出すことをいっさい許していない、といった非常に厳しい内容となっております。」

(2) その他

事務局

「ご指摘のありました内容については、整理させていただきます。」

今後の研究検討委員会の予定につきましては、条例制定を6月に予定し、7月中には水資源保全に係る講演会を実施したいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、24年度も同じメンバーで引き続きよろしく申し上げます。」

5 閉 会 (15時15分)

佐久市地下水保全条例の概要

第1章 総則（第1条―第7条）

1 目的

地下水が市民生活にとって欠くことのできない地域共有の貴重な財産であることに鑑み、将来にわたり市民が豊かで良質な地下水の恵みを楽しむことができるよう、地下水の保全に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、市、市民等及び地下水採取者の責務を明らかにし、並びに地下水の採取について必要な事項を定めることにより、市民の健康的で良好な生活環境の保全に寄与するとともに、公共の福祉に資することを目的とする。

2 定義

「井戸」や「地下水採取者」など必要な用語を定義する

3 基本理念

地下水の保全は

- ①水循環の一部であり、地域共通の財産であり公の水であるという認識に立ち、様々な脅威から守り、育み、未来へ確実に継承していくことを旨として行う。
- ②水道水源の大部分を地下水に依存している現状から、積極的な取組みが促進されるよう、市民意識の啓発を図りつつ、適切な役割分担と相互の連携下において行う。
- ③市民等の生活・経済活動の基盤になっていることを踏まえ、経済の発展との均衡に配慮しなければならない。

4 市の責務

- ①長野県、周辺地域の市町村及び水道事業者と連携し、地下水の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定。
- ②広報活動等の実施により、市民等及び地下水採取者の地下水の保全意識の高揚に努める。
- ③地下水のかん養のため、森林を保全し、及びその育成に努める。
- ④地下水の量及び水質の把握に努める。
- ⑤事務及び事業に関し、率先して地下水の保全を図るために必要な措置を講じなければならない。

5 市民等の責務

- ①地下水の保全の重要性に関する理解を深めるとともに、節水、緑地の保全、地下水のかん養等自ら地下水の保全に努めなければならない。
- ②市が実施する地下水の保全に関する施策に協力しなければならない。

6 地下水採取者の責務

- ①地下水の保全の重要性に関する理解を深めるとともに、本条例の規定に基づき地下水の保全を図るために、地下水の適正な管理を実施し、かつ、市民の生活環境に影響を及ぼすことがないようにしなければならない。
- ②市が実施する地下水の保全に関する施策に協力しなければならない。

7 情報の共有

市は、県及び周辺市町村で、森林買収及び水源地の所有に係る情報、その他地下水の保全のための情報を関係法令の規定の範囲内で共有・使用する

第2章 地下水の保全区域（第8条）

8 地下水の採取の規制区域

市内全域（国・地方公共団体が所有する土地を除く）

第3章 井戸設置・地下水採取の規則（第9条―第15条）

9 井戸設置の許可申請

- ①1日当たりの最大採取量が10立方メートル以上500立法メートル未満。
- ②特記事項（一日当たりの採取量が500立法メートル以上の場合）
 - （1）地域経済の振興に寄与（2）水資源保全のための措置を実施（3）その他市長が認めた場合
- ③水道事業者については、地下水採取の開始届のみ提出

10 事前協議

井戸の設置を計画しているとき申請前に協議。

11 井戸設置許可

- 要件①地下水の使用目的が必要かつ適当。
- ②1日当たり最大採取量が揚水試験により適正。
 - ③周辺住民及び地下水採取者に井戸設置の周知。
 - ④周辺の既存井戸に支障を及ぼさない採取量。
（但し③④について家庭用、農業用、その他市長が認めた場合は除く）
- 条件①量水計の設置。1日当たり最大採取量及び1か月の合計採取量の報告。
- ②水位の報告
 - ③水質検査の実施・報告。
 - ④自身の井戸又は周辺の既存井戸に影響（地下水の水位の低下、採取量の減少、枯渇、水質の変化又は地盤沈下等の現象）を認めた時の市長への報告と、その対応（採取量の減少又は中止）及び原因の究明。
 - ⑤影響を与えた者に対する必要な措置。（自身の採取が起因していることが明らかな場合）

12 井戸設置工事の届出

- ①井戸完成届：完成した日から起算して15日以内。
- ②井戸完了検査：完成届を受理した日から起算して14日以内。

13 地下水採取の開始届

地下水の採取を始める日から起算して7日前。

14 井戸設置の許可の有効期間及び更新

- ①井戸設置の許可の有効期間：許可を受けた日から起算して3年。
1日当たり500立法メートル以上の場合2年。
- ②有効期間満了後、9条により更新申請。

15 井戸設置の届出

1日当たりの最大採取量が10立方メートル未満。

第4章 雑則（第16条—第27条）

16 許可及び届出の承継

既許可（届出）者からの権利の承継。
①譲り受け・借り受け。
②相続・合併・分割。
③継承のあった日から30日以内に届出。

17 許可の失効等

①井戸の廃止。 ②30日以内の届出。
③地下水の採取を1年以上中止。 ④30日以内の届出。

18 許可の取消

①詐欺、その他不正な手段による許可を受けたとき。
②地下水の採取を1年以上中止しているとき。

19 保全が必要な場合の措置

①井戸設置工事の停止。
②地下水採取の停止。採取量の減少。

20 報告の徴収

①地下水を採取している井戸の水位。
②1日当たりの地下水の最大採取量。

21 立入調査等

22 指導等

①井戸設置者が行う事前調査等に助言、指導をすることができる。
②周辺の既存井戸の水位の低下等を引き起こしたおそれが認められるとき、当該地下水採取者及び必要に応じて周辺の既存井戸からの地下水採取者に、原因の究明、採取量の減少等について、助言、指導をすることができる。

23 勧告

周辺の既存井戸の水位の低下等を引き起こしたおそれが認められるとき、当該地下水採取者及び必要に応じて周辺の既存井戸からの地下水採取者に、必要な措置を勧告することができる。

24 命令

措置・中止・原状回復
・勧告に係る措置命令。
・不許可又は不届出で井戸を設置したときの中止又は原状回復の命令。

25 氏名等の公表

正当な理由なく命令に従わない場合、意見を述べる機会を与えた上で、その旨公表する。

26 措置の届出

勧告、命令に係る措置をとったときの届出。

27 委任

条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

第5章 罰則（第28条—第29条）

28 罰金

①中止命令違反、措置命令違反、原状回復命令違反：罰金50万円以下
②（1）虚偽内容許可申請。
（2）許可を得ないで井戸設置
（3）立入検査拒否 } 罰金30万円以下

29 両罰規定

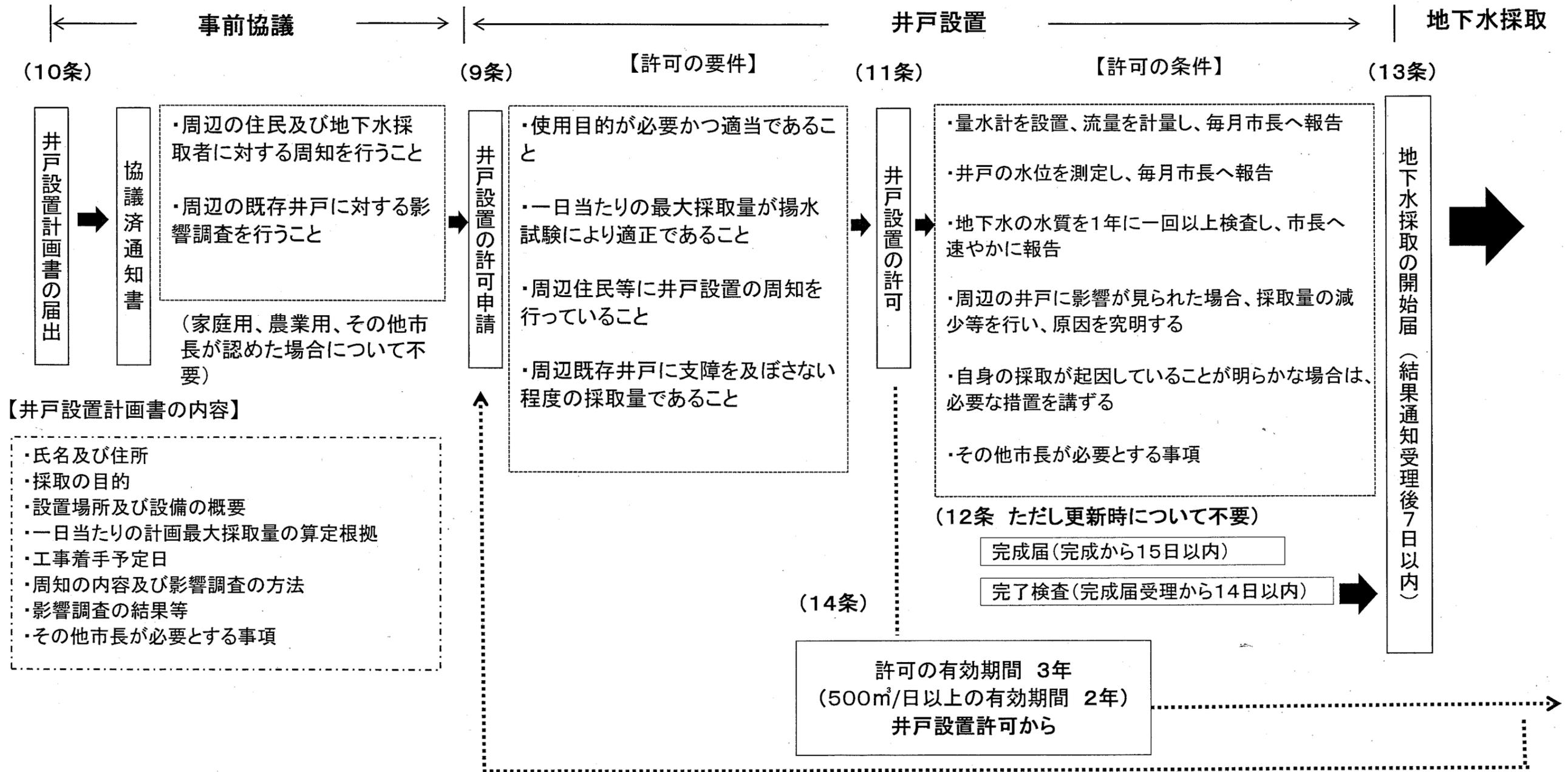
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附則

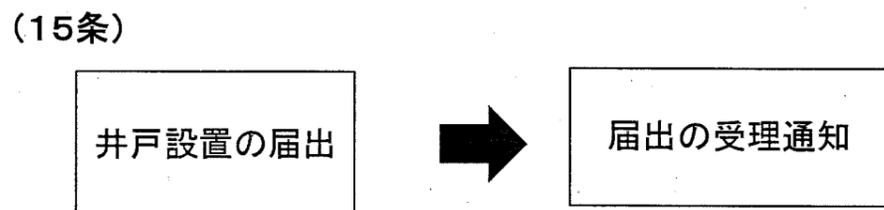
- ・平成25年1月1日施行。
- ・この条例の施行の際に、既に井戸を設置し地下水を採取している者に経過措置を規定している。

【井戸設置・地下水採取に関するフロー図】

・一日当たりの採取量が10m³以上の場合



・一日当たりの採取量が10m³未満の場合



(更新)

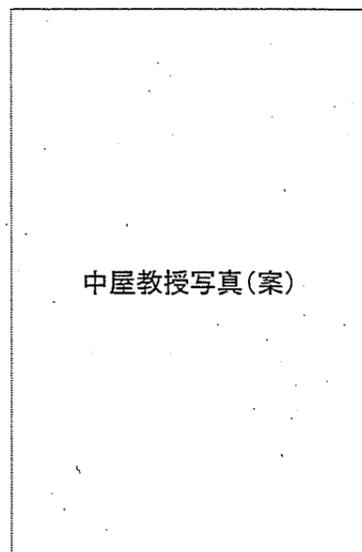
<日時> 平成24年7月28日(土)
午後2時から午後5時まで (開場午後1時30分から)

<場所> 佐久創造館(駒場公園内)
長野県佐久市猿久保55番地(地図裏面)

入場無料

私達が暮らす佐久地域は、水道水のほとんどを地下水や湧水等を水源とし、日常的に安心安全、かつおいしい水を享受できる恵まれた水環境にあります。最近、水資源を狙ったとも思われる、森林買収等が新聞等においても報道されています。

地下水等の水資源を未来へ引き継いでいくために、佐久地域全体で保全に取り組む重要性を一緒に考えましょう。



中屋教授写真(案)



「信州佐久の水を守る」講演会

水を取巻く世界と日本の現状について

講演

・「佐久地域の地下水について」(案)

信州大学工学部土木工学科 教授・兼・佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会会長 中屋 眞司氏

・「長野県の水資源保全の取組み」(案)

長野県

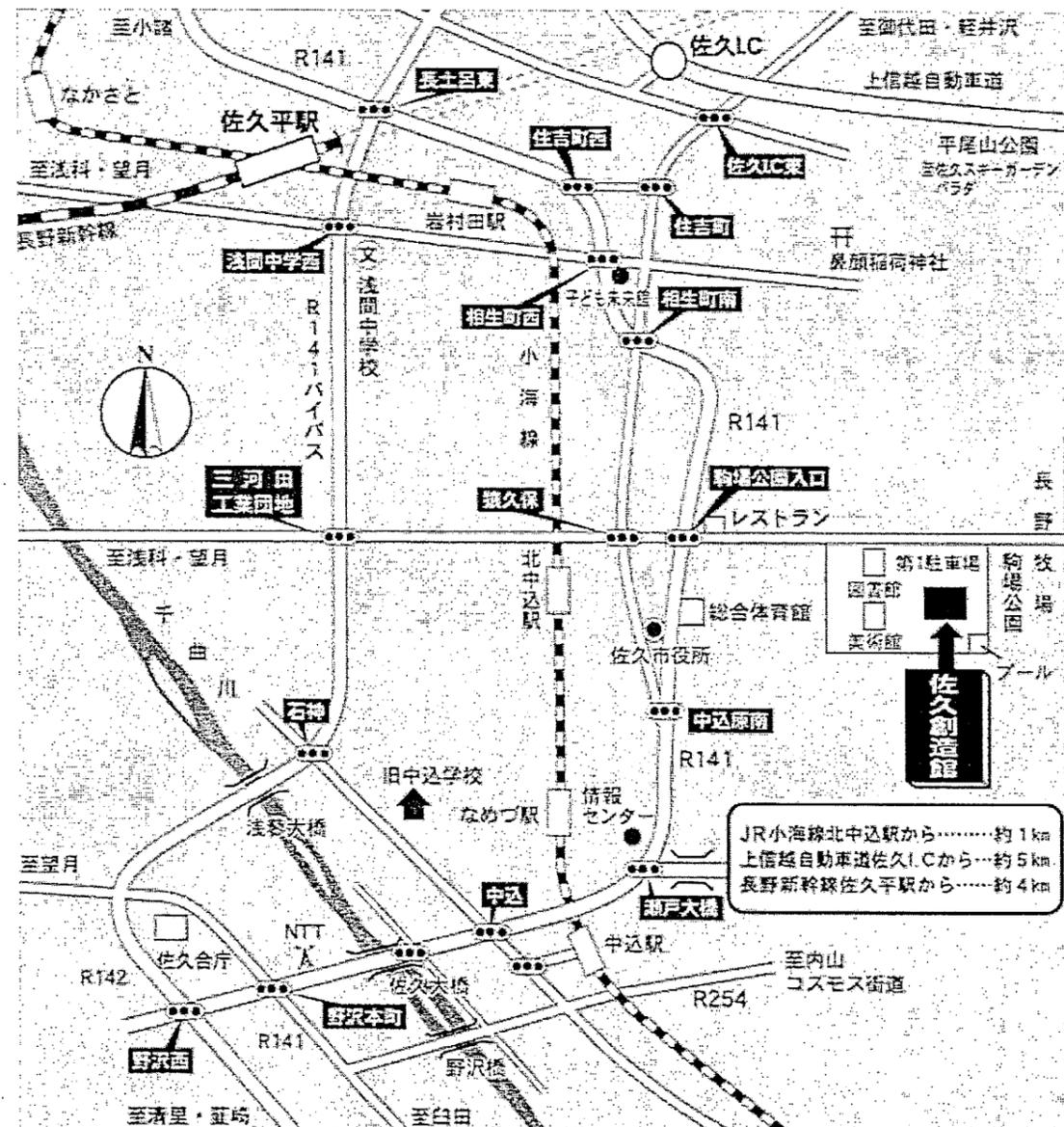
・「水を取巻く世界と日本の水事情について」(案)

東京都副知事・兼・作家 猪瀬 直樹氏

<主催> 「信州佐久の水を守る」講演会実行委員会
(佐久市、小諸市、東御市、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、小海町、南牧村、南相木村、北相木村、川上村、佐久水道企業団、浅麓水道企業団)
<後援> 長野県、佐久市議会

どなたでもお気軽に御参加してください。(事前申込不要)

【佐久創造館位置図】



【問い合わせ先】

事務局
〒385-8501 長野県佐久市中込2913番地

佐久市役所建設部公園緑地課 電話番号 0267-62-3424 (直通)